

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 平成八年度鳥取県一般会計補正予算等(財政課)
平成九年度鳥取県一般会計予算等()

告 示

鳥取県告示第二百五十七号

平成九年二月定例県議会で三月十三日議決された平成八年度鳥取県一般会計補正予算、平成八年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算、平成八年度鳥取県収入証紙特別会計補正予算、平成八年度鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算、平成八年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算、平成八年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計補正予算、平成八年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計補正予算、平成八年度鳥取県営林事業特別会計補正予算、平成八年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計補正予算、平成八年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算、平成八年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算、平成八年度鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算、平成八年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会

計補正予算、平成八年度鳥取県営工業用水道事業会計補正予算、平成八年度鳥取県営埋立事業会計補正予算及び平成八年度鳥取県営病院事業会計補正予算は、次のとおりである。

平成九年四月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成八年度鳥取県一般会計補正予算

平成八年度鳥取県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,711,555千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ422,177,491千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

(繰越明許費の補正)

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為の追加及び変更は、「第4表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第5条 地方債の変更は、「第5表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		補正前の額	補 正 額	計
1 県 税	項			
	1 県 民 税	53,536,520 千円	2,244,412 千円	55,780,932 千円
	2 事 業 税	14,786,028	△ 376,800	14,409,228
	3 不 動 産 取 得 税	14,660,822	2,769,776	17,430,598
	4 県 た ば こ 税	3,054,364	△ 478,468	2,575,896
	5 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,651,288	12,033	1,663,321
	6 特 別 地 方 消 費 税	387,853	△ 2,178	385,675
	7 自 動 車 税	833,605	△ 21,723	811,882
	8 銃 区 税	7,422,295	△ 15,252	7,407,043
	9 狩 猟 者 登 録 税	1,397	△ 52	1,345
	10 狩 猟 者 登 録 税	14,627	△ 335	14,292
	11 自 動 車 取 得 税	2,897,315	117,085	3,014,400
	12 軽 油 引 取 税	7,816,157	240,585	8,056,742
13 入 猟 税	10,629	△ 374	10,255	
13 旧 法 に よ る 税	140	115	255	
3 地 方 交 付 税				
1 地 方 交 付 税	135,970,636	5,100,906	141,071,542	
5 分 担 金 及 び 負 担 金				
1 地 方 交 付 税	135,970,636	5,100,906	141,071,542	
5 分 担 金 及 び 負 担 金	5,471,064	531,704	6,002,768	

6 使用料及び手数料	1 分 担 金	516,940	66,378	583,318
	2 負 担 金	4,954,124	465,326	5,419,450
7 国庫支出金	1 使 用 料	6,093,278	△ 115,787	5,977,491
	2 手 数 料	4,728,962	△ 117,801	4,611,161
8 財 産 収 入	1 手 数 料	1,364,316	2,014	1,366,330
	1 国 庫 支 出 金	86,728,019	945,486	87,673,505
	2 国 庫 補 助 金	24,399,163	△ 1,836,007	22,563,156
9 寄 附 金	1 国 庫 負 担 金	60,802,302	2,774,345	63,576,647
	3 委 託 金	1,526,554	7,148	1,533,702
10 繰 入 金	1 財 産 運 用 収 入	1,086,145	△ 50,996	1,035,149
	2 財 産 運 用 収 入	790,956	2,727	793,683
11 寄 附 金	1 財 産 運 用 収 入	295,189	△ 53,723	241,466
	2 財 産 運 用 収 入	24,184	△ 6,422	17,762
12 諸 収 入	1 寄 附 金	24,184	△ 6,422	17,762
	2 寄 附 金	13,449,985	△ 10,142,291	3,307,694
13 繰 入 金	1 特 別 会 計 繰 入 金	423,345	△ 33,131	390,214
	2 基 金 繰 入 金	13,026,640	△ 10,109,160	2,917,480
14 諸 収 入	1 特 別 会 計 繰 入 金	57,967,732	△ 9,557,567	48,410,165
	2 基 金 繰 入 金	278,229	△ 33,021	245,208

13 県	4 貸付金元利収入	47,119,032	△ 9,004,114	38,114,918
	5 受託事業収入	1,373,664	△ 47,120	1,326,544
	6 収益事業収入	1,790,982	△ 319,023	1,471,959
	8 雑収入	5,150,289	△ 154,289	4,996,000
	債	57,956,000	7,339,000	65,295,000
	1 県債	57,956,000	7,339,000	65,295,000
	歳入合計	425,889,046	△ 3,711,555	422,177,491

歳出

1 議会	1 議会費	1,141,846	△ 28,621	1,113,225
	2 総務費	22,253,004	2,199,122	24,452,126
2 総務	1 総務管理費	13,354,036	2,232,514	15,586,550
	2 企画費	4,225,023	△ 93,849	4,131,174
	3 徴税費	2,146,828	△ 21,947	2,124,881
	4 市町村振興費	938,507	137,415	1,075,922
	5 選挙費	556,709	△ 9,459	547,250
	6 防災費	375,532	△ 14,052	361,480
	7 統計調査費	386,648	△ 25,925	360,723

3 民生費	8 人事委員会費	132,105	△ 4,088	128,017
	9 監査委員費	137,616	△ 1,487	136,129
	1 社会福祉費	17,726,948	△ 306,082	17,420,866
	2 児童福祉費	9,353,014	△ 152,548	9,200,466
4 衛生費	3 生活保護費	1,779,299	△ 28,040	1,751,259
	4 災害救助費	10,989	△ 2,375	8,614
	1 公衆衛生費	3,295,469	△ 280,520	3,014,949
	2 環境衛生費	2,260,777	△ 74,462	2,186,315
5 労働費	3 保健所費	1,718,387	17,592	1,735,979
	4 医薬費	6,633,842	△ 80,995	6,552,847
	1 労働政費	496,856	△ 16,168	480,688
	2 職業訓練費	725,477	△ 78,710	646,767
6 農林水産業費	1 農業費	20,131,062	△ 1,515,307	18,615,755
	2 畜産業費	2,687,160	△ 39,005	2,648,155
	3 農地費	27,355,571	5,133,214	32,488,785

7 商 工 費	4 林 業 費	15,833,353	△ 237,966	15,595,387
	5 水 産 業 費	7,683,553	12,750	7,696,303
	1 商 業 費	56,723,422	△ 6,639,033	50,084,389
	2 工 鉱 業 費	39,661,401	△ 6,337,209	33,324,192
	3 観 光 費	16,078,950	△ 228,345	15,850,605
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	983,071	△ 73,479	909,592
	2 道 路 橋 り よ う 費	96,558,109	3,410,885	99,968,994
	3 河 川 海 岸 費	2,830,559	△ 77,680	2,752,879
	4 港 湾 費	51,423,289	3,069,368	54,492,657
	5 都 市 計 画 費	20,422,333	1,063,368	21,485,701
	6 住 宅 費	5,646,133	155,650	5,801,783
9 警 察 費	1 都 市 計 画 費	10,700,710	△ 231,583	10,469,127
	2 住 宅 費	5,535,085	△ 568,238	4,966,847
10 教 育 費	1 警 察 管 理 費	17,867,329	△ 34,252	17,833,077
	2 警 察 活 動 費	16,012,484	△ 71,289	15,941,195
11 災 害 復 旧 費	1 警 察 活 動 費	1,854,845	37,037	1,891,882
	2 小 学 校 費	71,312,364	△ 960,197	70,352,167
12 公 債 費	1 教 育 総 務 費	4,167,550	220,967	4,388,517
	2 小 学 校 費	24,310,941	△ 42,455	24,268,486
13 諸 支 出 金	3 中 学 校 費	13,296,083	△ 136,142	13,159,941
	4 高 等 学 校 費	18,322,556	△ 243,531	18,079,025
	5 特 殊 学 校 費	6,239,198	△ 288,505	5,950,693
11 災 害 復 旧 費	6 社 会 教 育 費	2,271,223	△ 32,717	2,238,506
	7 保 健 体 育 費	2,704,813	△ 437,814	2,266,999
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	5,519,520	△ 3,474,631	2,044,889
12 公 債 費	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,158,955	△ 764,351	1,394,604
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,360,565	△ 2,710,280	650,285
	1 公 債 費	32,806,809	△ 386,787	32,420,022
13 諸 支 出 金	2 利 子 割 交 付 金	3,737,050	△ 149,419	3,587,631
	5 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1,266,097	△ 207,877	1,058,220
	5 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1,954,854	58,458	2,013,312
歳 出 合 計		425,889,046	△ 3,711,555	422,177,491

第2表 継続費補正

款	項	事業名	補正前		補正後	
			総額 千円	年割額 千円	総額 千円	年割額 千円
4 衛生費	2 環境衛生費	自然ふれあい館整備費	2,998,600	6	10,000	10,000
			7	79,500	7	79,500
			8	562,370	8	543,438
			9	950,674	9	855,351
			10	1,396,056	10	1,500,038

第3表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額 千円
3 民生費	1 社会福祉費	同和対策事業費	91,650
		施設福祉推進費	97,478
		児童健全育成推進費	30,453
		児童福祉施設設置費	104,724
4 衛生費	2 環境衛生費	公園等施設整備事業費	93,000
		氷ノ山自然ふれあいの里整備事業費	202,014
		地域医療対策費	622,091
6 農林水産業費	1 農業費	トラクター整備推進事業費	288,000

2 畜産業費	西伯農業改良普及センター新築移転工事業費	52,928	
	地域改善対策事業費	298,278	
	農業構造改善事業費	490,718	
	公共牧場整備事業費	19,967	
	畜産基盤再編総合整備事業費	71,191	
	3 農地費	国営事業推進費	9,595
		農業用水源地域対策費	7,635
		県営基幹水利施設補修事業費	30,490
		県営水田営別活性化費	156,482
		県営備地帯業総合費	154,400
		県営ほ場整備事業費	367,092
	3 農地費	県営土地改良総合整備事業費	316,070
揮発油税財源身替費		59,402	
広域営農団地農道整備事業費		1,566,128	
県営一般農道整備事業費		39,250	
団体営基幹水利施設費		8,655	
土地改良総合整備事業費		12,459	
3 農地費	団体営農道整備事業費	40,890	
	団体営水環境整備事業費	15,170	

4	林業費	県単土地改良事業費	72,297		
		ふるさと農道緊急整備事業費	772,844		
		県営中山間地域総合整備事業費	947,204		
		県営農業集落排水事業費	393,494		
		農村総合整備事業費	108,213		
		農村活性化住環境整備事業費	10,640		
		中山間地域総合整備事業費	74,105		
		農業集落排水事業費	1,704,101		
		農業集落排水施設整備費	195,068		
		開拓地整備事業費	16,802		
		県営ため池等整備事業費	100,731		
		県営地すべり対策事業費	123,688		
		公害防除特別土地改良事業費	12,242		
8	土木費	造林事業費	2,139		
		林道開設事業費	462,232		
		林道改良事業費	11,360		
		林業地域総合整備事業費	222,947		
		ふるさと林道緊急整備事業費	597,549		
		一般治山事業費	351,875		
		地すべり防止事業費	2,705		
		漁場環境維持対策事業費	100,000		
		漁業取締費	42,047		
		漁港修築事業費	197,000		
		漁港改修事業費	30,000		
		漁港関連道整備事業費	42,000		
		海岸保全事業費	64,000		
5	水産業費	人にやさしい事業費	9,996		
		道路路補修事業費	1,512,800		
		積雪寒冷対策道路事業費	44,000		
		緊急地方道路整備事業費	54,600		
		市町村受託事業費	187		
		日本電信電話等受託事業費	27,140		
		1	土木総務費	道路開設事業費	462,232
				林道改良事業費	11,360
				林業地域総合整備事業費	222,947
				ふるさと林道緊急整備事業費	597,549
				一般治山事業費	351,875
				地すべり防止事業費	2,705
				漁場環境維持対策事業費	100,000
漁業取締費	42,047				
漁港修築事業費	197,000				
漁港改修事業費	30,000				
漁港関連道整備事業費	42,000				
海岸保全事業費	64,000				
2	道路橋りょう費			道路補修事業費	1,512,800
		積雪寒冷対策道路事業費	44,000		
		緊急地方道路整備事業費	54,600		
		市町村受託事業費	187		
		日本電信電話等受託事業費	27,140		

		公営住宅建設事業費	406,931
9	警 察 費	1 警 察 管 理 費	113,870
10	教 育 費	6 社 会 教 育 費	848
		文化財助成費	17,325
		船上山少年自然の家費	845,813
11	災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	50,000
		8 年 治 山 施 設 災 害 復 旧 費	15,000
		治山施設災害関連事業費	145,000
		2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	26,078,959
		6 年 建 設 災 害 復 旧 費	
		8 年 建 設 災 害 復 旧 費	
		計	

変 更	款	項	事 業 名	金 額	
				補正前	補正後
	6	農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	千円 66,620	千円 103,000
			梨博物館整備推進事業費		
			計	66,620	103,000

第4表 債務負担行為補正追加

事 項	期 間	限 度 額
土 地 改 良 費	平成9年度	千円 1,133,440
林 道 費	平成9年度	186,650

治 山 費	平成9年度	132,000
漁 港 建 設 費	平成9年度	241,290
平成7年度貸付分に係る「マイワシ」資源減少緊急対策資金利子補給	平成15年度から平成16年度まで	507
道 路 維 持 費	平成9年度	190,000
道 路 新 設 改 良 費	平成9年度	2,180,000
河 川 改 良 費	平成9年度	336,000
砂 防 費	平成9年度	384,800
夕 ム 事 業 費	平成9年度	250,000
海 岸 保 全 費	平成9年度	60,000
港 湾 建 設 費	平成9年度	100,000
下 水 道 費	平成9年度	142,000

変 更

補 正 前	補 正 後												
<table border="1"> <tr> <th>事 項</th> <th>期 間</th> <th>限 度 額</th> </tr> <tr> <td>創造的中小企業育成支援資金貸付事業に関する損失補償</td> <td>平成8年度から平成18年度まで</td> <td>千円 特定ベンチャーキャピタルが引き受ける社債総額150,000千円に対して、財団法人鳥取県工業技術振興協会が保証債務を履行したことにより受けた損失のうち、損失補償契約に定める金額</td> </tr> </table>	事 項	期 間	限 度 額	創造的中小企業育成支援資金貸付事業に関する損失補償	平成8年度から平成18年度まで	千円 特定ベンチャーキャピタルが引き受ける社債総額150,000千円に対して、財団法人鳥取県工業技術振興協会が保証債務を履行したことにより受けた損失のうち、損失補償契約に定める金額	<table border="1"> <tr> <th>事 項</th> <th>期 間</th> <th>限 度 額</th> </tr> <tr> <td>創造的中小企業育成支援資金貸付事業に関する損失補償</td> <td>平成8年度から平成20年度まで</td> <td>千円 特定ベンチャーキャピタルが引き受ける社債総額150,000千円に対して、財団法人鳥取県工業技術振興協会が保証債務を履行したことにより受けた損失のうち、損失補償契約に定める金額</td> </tr> </table>	事 項	期 間	限 度 額	創造的中小企業育成支援資金貸付事業に関する損失補償	平成8年度から平成20年度まで	千円 特定ベンチャーキャピタルが引き受ける社債総額150,000千円に対して、財団法人鳥取県工業技術振興協会が保証債務を履行したことにより受けた損失のうち、損失補償契約に定める金額
事 項	期 間	限 度 額											
創造的中小企業育成支援資金貸付事業に関する損失補償	平成8年度から平成18年度まで	千円 特定ベンチャーキャピタルが引き受ける社債総額150,000千円に対して、財団法人鳥取県工業技術振興協会が保証債務を履行したことにより受けた損失のうち、損失補償契約に定める金額											
事 項	期 間	限 度 額											
創造的中小企業育成支援資金貸付事業に関する損失補償	平成8年度から平成20年度まで	千円 特定ベンチャーキャピタルが引き受ける社債総額150,000千円に対して、財団法人鳥取県工業技術振興協会が保証債務を履行したことにより受けた損失のうち、損失補償契約に定める金額											

森林整備活性化利子補給事業補助	平成9年度から平成37年度まで	55,569	森林整備活性化利子補給事業補助	平成9年度から平成37年度まで	68,430
漁業経営安定資金利子補給	平成9年度から平成10年度まで	2,940	漁業経営安定資金利子補給	平成9年度から平成10年度まで	7,490

第5表 地方債補正

起債の目的	補 正		補 正		後	
	限度額 千円	起債の方法 利率 %	限度額 千円	起債の方法 利率 %	償還の方法	
計画調査費	264,000		638,000			
消防指導費	22,000		11,000			
環境保全費	815,000		764,000			
農業総務費	3,788,000		3,545,000			
農作物対策費	890,000		686,000			
土地改良費	6,632,000		7,553,000			
墾拓事業及び開拓事業費	2,000		1,000			
農地防災事業費	188,000		264,000			
林業振興指導費	1,406,000		1,104,000			
林道費	2,730,000		2,881,000			
治山費	1,365,000		1,455,000			
漁港建設費	1,317,000		1,389,000			

沿岸開発費	498,000		492,000			
金融対策費	1,000,000		3,408,000			
工業業総務費	2,921,000		2,840,000			
道路維持費	756,000		1,587,000			
道路新設改良費	12,625,000		14,044,000			
橋りょう維持費	64,000		46,000			
橋りょう改良費	292,000		389,000			
河川総務費	325,000		395,000			
河川改良費	2,451,000		2,762,000			
砂防費	3,472,000		3,534,000			
海岸保全費	319,000		339,000			
港湾管理費	1,090,000		881,000			
境港管理組合費	38,000		0			
街路事業費	2,240,000		2,268,000			
公園費	910,000		823,000			
公営住宅建設費	862,000		0			
高等学校施設整備費	133,000		141,000			
盲聾学校費	67,000		35,000			
養護学校費	40,000		15,000			

体育施設費	1,186,000			837,000				
林道復旧施設費	33,000			0				
治山施設費	223,000			351,000				
治山施設等費	197,000			22,000				
災害関連事業費								
漁港復旧施設費	84,000			72,000				
建設災害復旧費	918,000			137,000				
港湾災害復旧費	57,000			0				
空港災害復旧費	10,000			0				
直轄道路事業費	1,134,000			5,001,000				
直轄河川事業	994,000			1,080,000				
直轄海岸事業費	85,000			109,000				
直轄砂防事業費	262,000			302,000				
直轄災害復旧費	155,000			39,000				
平成8年度県民税等減税補てん債	1,493,000			1,452,000				
計	57,956,000			65,295,000				

平成8年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算

平成8年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ67,500千円を減額し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ1,089,621千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		補正前の額	補 正 額	計
款	項			
	1 事業収入	千円 1,149,962	△ 67,500	千円 1,082,462
	3 集中管理事業収入	384,522	△ 67,500	317,022
歳 入	合 計	1,157,121	△ 67,500	1,089,621

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費		千円 1,144,341	△ 67,500	千円 1,076,841
	3 集中管理事業費	384,522	△ 67,500	317,022
歳 出	合 計	1,157,121	△ 67,500	1,089,621

平成8年度鳥取県収入証紙特別会計補正予算

平成8年度鳥取県の収入証紙特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97,220千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,980,037千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		項	補正前の額	補 正 額	計
1	証 紙 収 入		千円 4,798,085	千円 91,159	千円 4,889,244
		1 証 紙 収 入	4,798,085	91,159	4,889,244
2	繰 越 金		84,732	6,061	90,793
		1 繰 越 金	84,732	6,061	90,793
歳 入		合 計	4,882,817	97,220	4,980,037

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	一般会計繰出金	千円 4,881,817	千円 97,220	千円 4,979,037
		1 一般会計繰出金	4,881,817	97,220
歳 出	合 計	4,882,817	97,220	4,980,037

平成8年度鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算

平成8年度鳥取県の母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表歳入予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入予算補正

歳 入		項	補正前の額	補 正 額	計
1	国 庫 支 出 金		千円 16,983	千円 △ 16,983	千円 0
		1 国 庫 貸 付 金	16,983	△ 16,983	0
2	繰 入 金		12,249	△ 8,492	3,757
		1 一般会計繰入金	12,249	△ 8,492	3,757
3	繰 越 金		69,036	25,475	94,511
		1 繰 越 金	69,036	25,475	94,511
歳 入		合 計	204,796	0	204,796

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	補 正 前	起債の方法	補 正 後	起債の方法
母子寡婦福祉資金貸付金	千円 16,983	%	千円 0	%
計	16,983		0	

平成8年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算

平成8年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ304,576千円を減額し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ2,440,677千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	
1 国庫支出金		43,824	△ 43,824	千円 0
	1 国庫補助金	43,824	△ 43,824	0
2 繰入金		401,930	△ 82,651	319,279
	1 一般会計繰入金	401,930	△ 82,651	319,279
3 繰越金		105,460	276,188	381,648
	1 繰越金	105,460	276,188	381,648
4 諸収入		1,522,131	△ 382,381	1,139,750
	2 貸付金元利収入	1,521,914	△ 382,381	1,139,533
5 県債		671,908	△ 71,908	600,000
	1 県債	671,908	△ 71,908	600,000
歳入	合計	2,745,253	△ 304,576	2,440,677

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	
1 中小企業近代化資金貸付事業費		2,745,253	△ 304,576	千円 2,440,677
	1 中小企業近代化資金貸付事業費	2,745,253	△ 304,576	2,440,677
歳出	合計	2,745,253	△ 304,576	2,440,677

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	補正前の限度額	起債の方法	補正後の限度額	起債の方法
中小企業高度化資金貸付金	千円 671,908	%	千円 600,000	%
計	671,908		600,000	

平成8年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計補正予算

平成8年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ147,178千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ269,947千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	
1	国庫支出金	1 国庫貸付金	107,746	△ 107,145	601
2	繰入金	1 一般会計繰入金	64,094	△ 55,718	8,376
3	繰越金	1 繰越金	6,072	106,813	112,885
4	諸収入	1 貸付金元利収入	239,213	△ 91,128	148,085
歳入	合計	合計	417,125	△ 147,178	269,947

歳出

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	
1	農業改良資金	1 農業改良資金	417,125	△ 147,178	269,947
歳出	合計	合計	417,125	△ 147,178	269,947

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
農業改良資金貸付金	千円 103,746	%	千円 0	%
農地保有合理化促進対策資金貸付金	4,000	%	601	%
計	107,746		601	

平成8年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計補正予算

平成8年度鳥取県の林業改善資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ41,695千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60,635千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	
2	繰越金	11,874	12,497	24,371
3	諸収入	88,126	△ 54,192	33,934
		88,124	△ 54,191	33,933

	雑	入	1	△ 1	0
歳 入	合 計		102,330	△ 41,695	60,635

歳 出	款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	林業改善事業資金費		102,330	△ 41,695	60,635
		1 林業改善事業資金費	102,330	△ 41,695	60,635
	合 計		102,330	△ 41,695	60,635

平成8年度鳥取県営林事業特別会計補正予算

平成8年度鳥取県の県営林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19,337千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ394,236千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入	款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	国庫支出金		23,479	5,127	28,606
		1 国庫補助金	23,479	5,127	28,606
2	財産収入		983	3,773	4,756
		1 財産売却収入	836	3,726	4,562

	2 財産運用収入	147	47	194
3 繰入金		303,862	△ 37,889	265,973
	1 一般会計繰入金	303,862	△ 37,889	265,973
4 繰越金		1	2,095	2,096
	1 繰越金	1	2,095	2,096
5 諸収入		51,248	7,557	58,805
	2 雑収入	51,145	7,557	58,702
歳 入	合 計	413,573	△ 19,337	394,236

歳 出

歳 出	款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	県営林事業費		319,455	△ 19,040	300,415
		1 職員費	133,589	3,681	137,270
		2 造林事業費	6,853	△ 224	6,629
		3 保育事業費	155,957	△ 27,592	128,365
		4 処分事業費	517	1,752	2,269
		6 管理事業費	22,439	3,343	25,782
2	公債費		94,118	△ 297	93,821
		1 公債費	94,118	△ 297	93,821
歳 出	合 計		413,573	△ 19,337	394,236

平成8年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計補正予算

平成8年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,036千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ406,635千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
1	使用料及び手数料		千円 236,530	△ 43,340 千円	千円 193,190
		1 使用料	236,530	△ 43,340	193,190
2	国庫支出金		16,562	△ 1,895	14,667
		1 国庫補助金	16,562	△ 1,895	14,667
3	繰入金		131,117	40,501	171,618
		1 一般会計繰入金	131,117	40,501	171,618
4	繰越金		1	4	5
		1 繰越金	1	4	5
5	諸収入		31,461	△ 4,306	27,155
		1 雑収入	31,461	△ 4,306	27,155
	歳入	合計	415,671	△ 9,036	406,635

歳出

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
1	事業費		千円 282,533	△ 6,231 千円	千円 276,302
		1 事業費	282,533	△ 6,231	276,302
2	公債費		133,138	△ 2,805	130,333
		1 公債費	133,138	△ 2,805	130,333
	歳出	合計	415,671	△ 9,036	406,635

平成8年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算

平成8年度鳥取県の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101,633千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
1	国庫支出金		千円 16,253	△ 14,957 千円	千円 1,296
		1 国庫補助金	16,253	△ 14,957	1,296
2	繰入金		9,703	△ 7,423	2,280
		1 一般会計繰入金	9,703	△ 7,423	2,280

3 繰越金	繰越金	1	13,879	13,880
	1 繰越金	1	13,879	13,880
4 諸収入	収入		75,621	84,177
	1 貸付金元利収入		8,556	84,175
歳入	合計		101,578	101,633

1 沿岸漁業改善資金貸付事業費	歳出		101,578	101,633
	1 沿岸漁業改善資金貸付事業費		55	101,633
歳出	合計		101,578	101,633

平成8年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算

平成8年度鳥取県の天神川流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,493千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,377,516千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)
第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入		款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	1 負担金	1 負担金		千円 834,631	千円 8,141	千円 842,772
				834,631	8,141	842,772
4 繰入金	1 一般会計繰入金			303,742	△ 1,749	301,993
5 繰越金	1 繰越金			1	2,513	2,514
6 諸収入	1 雑収入			27,646	△ 4,412	23,234
歳入	合計			2,373,023	4,493	2,377,516

歳出		款	項	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道事業費	2 流域下水道管理事業費			千円 2,124,576	千円 6,242	千円 2,130,818
				583,987	6,242	590,229
2 公債費	1 公債費			248,447	△ 1,749	246,698
歳出	合計			2,373,023	4,493	2,377,516

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1	流域下水道事業費	流域下水道事業費	千円 168,800
計			168,800

平成8年度鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算

平成8年度鳥取県の港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ166,438千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ452,310千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計	
					千円
1	使用料及び手数料	32,069	△ 15,448	16,621	
		1 使用料	32,069	△ 15,448	16,621
2	財産収入	219,020	△ 215,329	3,691	
		1 財産運用収入	20	3,671	3,691
		2 財産売却収入	219,000	△ 219,000	0
		3 繰入金	7,657	218,855	226,512

款	項	補正前の額	補正額	計
1	一般会計繰入金	7,657	218,855	226,512
		1 繰越金	5,485	5,486
4	繰越金	1	5,485	5,486
		1 繰越金	5,485	5,486
5	諸収入	1	△ 1	0
		1 雑収入	△ 1	0
6	県債	360,000	△ 160,000	200,000
		1 県債	△ 160,000	200,000
歳入合計		618,748	△ 166,438	452,310

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1	事業費	618,748	△ 166,438	452,310
		1 事業費	△ 166,438	452,310
歳出合計		618,748	△ 166,438	452,310

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	補正前の額	利率	補正後の額	利率
港湾整備事業費	千円 360,000	%	千円 200,000	%
計	360,000		200,000	

平成8年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計補正予算

平成8年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,017千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ282,278千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金	1 国庫委託金	12,000	742	12,742
		千円 12,000	千円 742	千円 12,742
2 財産収入	1 財産売却収入	9,312	244	9,556
		9,312	244	9,556
3 雑収入	1 一般会計繰入金	257,391	△ 6,047	251,344
		257,391	△ 6,047	251,344
4 諸収入	1 雑収入	2,558	6,078	8,636
		2,558	6,078	8,636
歳入	合計	281,261	1,017	282,278

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県立学校水産実習船実習費	1 県立学校水産実習船実習費	281,261	1,017	282,278
		千円 281,261	千円 1,017	千円 282,278
歳出	合計	281,261	1,017	282,278

平成8年度鳥取県営工業用水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成8年度鳥取県営工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出の補正)

第2条 平成8年度鳥取県営工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第4条本文かつこ書を「資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額95,585千円は当年度分損益勘定留保資金74,588千円及び当年度分消費税資本的収支調整額20,997千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目) 収 入 (既決予定額) (補正予定額) (計)

第1款 資本的収入 1,431,010千円 1,178,400千円 2,609,410千円

第1項 企業債 1,033,000千円 840,000千円 1,873,000千円

第2項 建設助成金 398,000千円 338,400千円 736,400千円

第1款 資本的支出 1,526,341千円 1,178,654千円 2,704,995千円

第1項 建設改良費 1,480,232千円 1,178,654千円 2,658,886千円

第3条 予算第5条中「1,033,000千円」を「1,873,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)
 第4条 予算第8条中「158,439千円」を「163,444千円」に改める。

平成8年度鳥取県管理立事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成8年度鳥取県管理立事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。
 (業務の予定量の補正)

第2条 平成8年度鳥取県管理立事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定め
 た業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

(区 分) (既決予定量) (補正予定量) (計)

(1) 境港外港竹内地区 3.1ヘクタール △1.0ヘクタール 2.1ヘクタール
 埋立地売却面積

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

収 入

第1款 埋立事業収益 942,712千円 △253,482千円 689,230千円

第1項 営業収益 773,866千円 △253,482千円 520,384千円

支 出

第1款 埋立事業費用 925,896千円 △257,400千円 668,496千円

第1項 営業費用 905,699千円 △257,400千円 648,299千円

(資本的支出の補正)

第4条 予算第4条本文かつこ書を「資本的支出額826,004千円は過年度分損益勘定留
 保資金820,725千円及び当年度分消費税資本的収支調整額5,279千円で補てんするもの
 とする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

支 出

第1款 資本的支出 825,092千円 912千円 826,004千円
 第1項 建設改良費 305,492千円 912千円 306,404千円

平成8年度鳥取県営病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成8年度鳥取県営病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。
 (収益的収入及び支出の補正)

第2条 平成8年度鳥取県営病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定め
 た収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

収 入

第1款 病院事業収益 13,955,412千円 △27,809千円 13,927,603千円

第2項 医業外収益 1,874,147千円 △27,809千円 1,846,338千円

支 出

第1款 病院事業費用 14,830,606千円 90,487千円 14,921,093千円

第1項 医業費用 14,351,598千円 126,276千円 14,477,874千円

第2項 医業外費用 458,513千円 △35,789千円 422,724千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条本文かつこ書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額
 93,278千円は過年度分損益勘定留保資金93,278千円で補填するものとする。」に改め、
 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

収 入

第1款 資本的収入 6,175,107千円 △52,953千円 6,122,154千円

第1項 出資金 860,168千円 △16,408千円 843,760千円

第2項 他会計からの借入金 1,738,053千円 △22,545千円 1,715,508千円

第3項 企業債 3,575,000千円 △14,000千円 3,561,000千円

支 出

第1款 資本的支出	6,245,840千円	△ 30,408千円	6,215,432千円
第1項 建設改良費	3,595,011千円	△ 19,685千円	3,575,326千円
第4項 開 発 費	178,498千円	△ 10,723千円	167,775千円
(企業債の補正)			
第4条 予算第5条中「3,575,000千円」を「3,561,000千円」に改める。 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)			
第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	7,646,071千円	126,276千円	7,772,347千円

鳥取県告示第二百五十八号

平成九年二月定例県議会で三月二十一日議決された平成九年度鳥取県一般会計予算、平成九年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算、平成九年度鳥取県収入証紙特別会計予算、平成九年度鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算、平成九年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算、平成九年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算、平成九年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計予算、平成九年度鳥取県営林事業特別会計予算、平成九年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計予算、平成九年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算、平成九年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計予算、平成九年度鳥取県港湾整備事業特別会計予算、平成九年度鳥取県県立学校農業実習特別会計予算、平成九年度鳥取県県立学校水産実習船実習特別会計予算、平成九年度鳥取県営電気事業会計予算、平成九年度鳥取県営工業用水道事業会計予算、平成九年度鳥取県管理立事業会計予算及び平成九年度鳥取県営病院事業会計予算は、次のとおりである。

平成九年四月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成九年度鳥取県一般会計予算

平成九年度鳥取県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

- (歳入歳出予算)
- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ447,340,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
- (継続費)
- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。
- (債務負担行為)
- 第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。
- (地方債)
- 第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。
- (一時借入金)
- 第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、35,000,000千円と定める。
- (歳出予算の流用)
- 第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税	1 県 民 税	55,812,414 <small>千円</small>
		14,459,242
		15,325,821
		2,309,062
		2,416,474
		1,093,364
		381,840
		846,838
		7,750,478
		1,334
		14,140
		2,911,977
		8,291,751
		10,005
88		
2 地方消費税清算金	1 地方消費税清算金	4,015,158
		4,015,158

3 地方譲与税	1 消費譲与税	3,030,022		
		1,577,369		
		1,272,859		
		173,727		
		6,067		
		4 地方交付税	1 地方交付税	140,015,000
				140,015,000
		5 交通安全対策特別交付金	1 交通安全対策特別交付金	270,000
				270,000
		6 分担金及び負担金	1 分担金	5,371,022
				459,543
				4,911,479
		7 使用料及び手数料	1 使用料	6,081,944
				4,844,292
1,237,652				
8 国庫支出金	1 国庫負担金	85,864,276		
		24,077,841		
		60,801,998		
		984,437		
	2 国庫補助金			
	3 委託金			

9 財 産 収 入 人 金	1 財 産 運 用 収 入	875,317
	2 財 産 売 払 収 入	289,358
10 寄 附 金	1 寄 附 金	12,659
11 繰 入 金	1 特 別 会 計 繰 入 金	21,797,822
	2 基 金 繰 入 金	355,604
12 繰 越 金	1 繰 越 金	21,442,218
	1 繰 越 金	100,000
13 諸 収 入	1 延滞金、加算金及び過料	55,990,008
	2 県 預 金 利 子	111,125
	3 公 営 企 業 貸 付 金 元 利 収 入	170,470
	4 貸 付 金 元 利 収 入	2,046,977
	5 受 託 事 業 収 入	44,698,758
	6 収 益 事 業 収 入	2,028,940
	7 利 子 割 精 算 金 収 入	1,745,933
	8 雑 入	13,479
		5,174,326

14 県 債	1 県 債	67,815,000
	合 計	67,815,000
歳 入	合 計	447,340,000
	歳 入	447,340,000
歳 出	合 計	67,815,000
	歳 出	67,815,000
費	1 議 会 費	1,146,783
	1 議 会 費	1,146,783
	2 総 務 費	25,677,294
	1 議 会 費	1,146,783
	1 総 務 管 理 費	14,597,567
	2 企 画 費	4,741,504
	3 徴 税 費	2,218,842
	4 市 町 村 振 興 費	838,271
	5 選 挙 費	39,722
	6 防 災 費	2,570,463
	7 統 計 調 査 費	396,878
	8 人 事 委 員 会 費	133,000
	9 監 査 委 員 会 費	141,047
3 民 生 費	31,335,829	
	1 社 会 福 祉 費	19,791,046

4 衛 生 費	2 児 童 福 祉 費	9,801,764
	3 生 活 保 護 費	1,740,575
	4 災 害 救 助 費	2,444
		13,903,685
5 勞 働 費	1 公 衆 衛 生 費	3,036,392
	2 環 境 衛 生 費	2,890,734
	3 保 健 所 費	1,783,722
	4 医 薬 費	6,192,837
6 農 林 水 産 業 費	1 勞 政 費	473,320
	2 職 業 訓 練 費	652,635
	3 勞 働 委 員 会 費	126,331
		77,144,499
7 商 工 費	1 農 業 費	23,209,006
	2 畜 産 業 費	3,584,702
	3 農 地 費	26,666,470
	4 林 業 費	16,394,475
	5 水 産 業 費	7,289,846
		66,521,879
8 土 木 費	1 商 業 費	38,326,983
	2 工 鉱 業 費	26,865,310
	3 観 光 費	1,329,586
		92,583,713
	1 土 木 管 理 費	1,273,537
	2 道 路 橋 りょうう 費	51,504,899
3 河 川 海 岸 費	19,154,547	
4 港 湾 費	4,551,144	
5 都 市 計 画 費	11,023,969	
6 住 宅 費	5,075,617	
9 警 察 費		17,649,456
	1 警 察 管 理 費	15,751,305
	2 警 察 活 動 費	1,898,151
10 教 育 費		71,206,317
	1 教 育 総 務 費	4,387,623
	2 小 学 校 費	24,841,785
	3 中 学 校 費	13,431,994
	4 高 等 学 校 費	19,002,180
5 特 殊 学 校 費	5,161,675	

11 災 害 復 旧 費	7 保 健 体 育 費	2,810,930
	6 社 会 教 育 費	1,570,130
12 公 債 費	7 保 健 体 育 費	4,247,387
	6 社 会 教 育 費	2,309,423
13 諸 支 出 金	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1,937,964
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	37,108,483
14 子 備 費	1 公 債 費	7,412,389
	1 公 營 企 業 支 出 金	50,000
歳 出 合 計	2 地 方 消 費 税 清 算 金	1,915,822
	3 利 子 割 交 付 金	791,477
歳 出 合 計	4 地 方 消 費 税 交 付 金	2,012,257
	5 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	267,409
歳 出 合 計	6 特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	423,419
	7 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1,945,201
歳 出 合 計	8 利 子 割 精 算 金	6,804
	1 子 備 費	150,000
歳 出 合 計		447,340,000

第2表 継 続 費

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	吉 成 職 員 住 宅 建 設 事 業 費	509,981 千円	9	336,742 千円
				10	173,239
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	県 庁 舎 機 械 室 等 改 修 事 業 費	1,496,200	9	260,900
				10	1,089,982
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	フ ラ ワ ー パ ー ク 汚 水 処 理 施 設 工 事	399,650	11	145,318
				9	221,800
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	フ ラ ワ ー パ ー ク 展 示 工 事	708,000	10	177,850
				9	85,280
6 農 林 水 産 業 費	4 林 業 費	と っ と り 出 会 い の 森 セ ン タ ー 施 設 展 示 工 事	70,000	10	622,720
				9	23,940
				10	46,060

第3表 債務負担行為

新規	事 項	期 間	限 度 額
	東部総合事務所(仮称)建設基本・実施設計委託	平成10年度	100,585 千円
	専修学校等奨学資金貸付金	平成10年度から平成12年度まで	21,456
	介護福祉士等修学資金貸付金	平成10年度	3,456
	看護学生等修学資金貸付金	平成10年度から平成12年度まで	58,044
	中小企業設備貸与事業に関する損失補償	平成9年度から平成21年度まで	
	創造的中小企業育成支援資金貸付事業に関する損失補償	平成9年度から平成21年度まで	
	新産業創造支援資金貸付事業に関する損失補償	平成9年度から平成23年度まで	
	財団法人鳥取県農業開発公社借入金損失補償	平成9年度から損失補償契約に定めるところにより損失補償をする日の属する年度まで	

県立フラワーパーク造園(4工区)工事	平成10年度	247,000
県立フラワーパーク植栽工事	平成10年度	402,000
とっとり出会いの森造成工事	平成10年度	219,016
農業近代化資金等利子補給	平成10年度から平成34年度まで	801,771
やる気農業パッケージ資金利子補給	平成10年度から平成29年度まで	46,077
農業経営基盤強化資金利子補助	平成10年度から平成34年度まで	43,340
農家負担軽減支援特別資金利子補給	平成10年度から平成24年度まで	189,480
自作農維持資金利子補助	平成10年度から平成29年度まで	1,084
中山間地域経営改善・安定資金利子補給	平成10年度から平成16年度まで	2,994
果樹災害対策利子補給補助	平成9年度から平成10年度まで	2,318
水田営農体制強化事業補助	平成9年度から平成10年度まで	108,868
プラント野菜価格安定対策事業補助	平成9年度から平成10年度まで	57,628
預託用肥育素牛導入資金利子補給	平成10年度から平成11年度まで	33,600
担い手育成支援事業補助	平成10年度から平成27年度まで	85,736
間伐材等搬出促進事業補助	平成10年度から平成14年度まで	86,665
乾しいたけ価格安定対策事業補助	平成9年度	32,767
森林整備活性化利子補給事業補助	平成10年度から平成38年度まで	84,934
財団法人鳥取県造林公社借入金損失補償	平成9年度から損失補償契約に定めるところにより損失補償をする日の属する年度まで	

漁業近代化資金利子補給	平成10年度から平成28年度まで	121,885
漁業経営維持安定資金利子補給	平成10年度から平成19年度まで	34,968
漁業経営再建資金利子補給	平成10年度から平成19年度まで	14,240
漁業経営安定資金利子補給	平成10年度から平成11年度まで	3,012
資源管理型漁業経営安定資金利子補給	平成10年度から平成16年度まで	7,654
平成元年度先行取得に係る一般国道53号河原道路用地先行取得事業費	平成9年度から平成12年度まで	117,000
一般国道179号道路改良工事(円谷トツナル)	平成10年度から平成11年度まで	2,900,000
一般国道180号特殊改良一種工事(日南湖橋)	平成10年度	250,000
主要地方道岸江府線山村おれいネット7-9形成事業(江府脚)道路改良工事(袋原2号橋)	平成10年度	420,000
一級町道諸木鶴田線橋りょう整備工事(狹名橋)	平成10年度	300,000
千代川改修工事に伴う和奈見橋架換工事に係る建設者負担金	平成10年度	281,000
一般県道矢口鹿野線緊急地方道路整備工事(改良)(出合橋)	平成10年度	200,000
一般県道興谷正蓮寺線地方特定道路整備工事(道路改良)(新今在家橋)	平成10年度	80,332
広域河川改修事業B日野川改良工事	平成10年度	52,000
広域河川改修事業B北川改良事業用地購入費	平成10年度から平成13年度まで	300,000
治水緑地事業大路川整備事業用地購入費	平成10年度から平成13年度まで	910,000
公営住宅建設事業費	平成10年度	1,478,131
特定優良賃貸住宅供給促進事業利子補給	平成10年度から平成15年度まで	125,189
地域優良分譲住宅購入資金利子補給	平成10年度から平成15年度まで	98,087

地域優良木造住宅購入資金利子補給	平成10年度から平成15年度まで	34,040
育英奨学生貸付金	平成10年度から平成16年度まで	155,448
進学奨励資金貸付金	平成10年度から平成13年度まで	451,908

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財産管理費	千円 45,000	証書借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10以内%	借入年度から1年すえ置き、以後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えをすることができるとする。
消防指導費	280,000	同	同	同
児童福祉総務費	58,000	同	同	同
環境保全費	1,035,000	同	同	同
農業総務費	7,247,000	同	同	同
農作物対策費	8,000	同	同	同
土地改良費	5,953,000	同	同	同
開墾及び開拓事業費	1,000	同	同	同

農地防災事業費	95,000	同	上	同	上
林業振興指導費	1,452,000	同	上	同	上
林道費	2,948,000	同	上	同	上
治山費	1,408,000	同	上	同	上
漁港建設費	1,427,000	同	上	同	上
沿岸漁場整備開発費	474,000	同	上	同	上
金融対策費	2,897,000	同	上	同	上
工鉱業総務費	6,412,000	同	上	同	上
中小企業振興費	78,000	同	上	同	上
観光費	176,000	同	上	同	上
建築指導費	7,000	同	上	同	上
道路橋りょう総務費	171,000	同	上	同	上
道路維持費	418,000	同	上	同	上
道路新設改良費	12,873,000	同	上	同	上
橋りょう維持費	765,000	同	上	同	上
橋りょう新設改良費	665,000	同	上	同	上
河川総務費	189,000	同	上	同	上
河川改良費	2,187,000	同	上	同	上
砂防費	3,558,000	同	上	同	上

海岸保全費	324,000	同	上	同	上
港湾管理費	272,000	同	上	同	上
港湾建設費	710,000	同	上	同	上
境管理組合費	34,000	同	上	同	上
街路事業費	2,186,000	同	上	同	上
公園費	935,000	同	上	同	上
下水道費	249,000	同	上	同	上
盲聾学校費	28,000	同	上	同	上
養護学校費	74,000	同	上	同	上
体育施設費	92,000	同	上	同	上
林道施設災害復旧費	32,000	同	上	同	上
治山施設災害復旧費	249,000	同	上	同	上
治山施設等災害関連事業費	222,000	同	上	同	上
漁業用施設災害復旧費	12,000	同	上	同	上
漁港施設災害復旧費	84,000	同	上	同	上
建設災害復旧費	473,000	同	上	同	上
港湾災害復旧費	57,000	同	上	同	上
空港災害復旧費	10,000	同	上	同	上
直轄道路事業費	4,982,000	同	上	同	上

直轄河川事業費	883,000	同	上	同	上	同	上
直轄海岸保全事業費	85,000	同	上	同	上	同	上
直轄砂防事業費	253,000	同	上	同	上	同	上
直轄ダム事業費	99,000	同	上	同	上	同	上
直轄港湾事業費	148,000	同	上	同	上	同	上
直轄災害復旧費	84,000	同	上	同	上	同	上
臨時税収補てん債	2,411,000	同	上	同	上	同	上
計	67,815,000						

平成9年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算

平成9年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,294,179千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		款	項	金 額
1 事 業 収 入	歳 入	金	1 用品調達事業収入	764,998
			2 自動車管理事業収入	31,618
			3 集中管理事業収入	490,648
			1 繰越金	6,915
合 計			1,294,179	

歳 出		款	項	金 額
1 事 業 費	歳 出	費	1 用品調達事業費	771,912
			2 自動車管理事業費	31,619
			3 集中管理事業費	490,648
			合 計	1,294,179

平成9年度鳥取県収入証紙特別会計予算

平成9年度鳥取県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,766,061千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1 証紙収入	1 証紙収入		4,696,722
			千円
2 繰越金	1 繰越金		69,339
	合計		4,766,061

歳出

款	項	金額
1 一般会計繰出金	1 一般会計繰出金	4,765,061
		千円
2 諸支出金	1 償還金	1,000
	合計	4,766,061

平成9年度鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成9年度鳥取県の母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ204,630千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1 繰入金	1 一般会計繰入金		3,978
			千円
2 繰越金	1 繰越金		95,341
3 諸収入	1 県預金利子		105,311
			861
	2 貸付金元利収入		103,902
	3 雑収入		548
	合計		204,630

歳出	款	項	金額
1	母子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 204,630
		1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	204,630
	歳出	合計	204,630

第2表 債務負担行為

事	項	期	間	限度	額
修学資金等貸付金		平成10年度から平成14年度まで			千円 141,060

平成9年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

平成9年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,139,852千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入		款	項	金額
1	国庫支出金	1	国庫補助金	32,675
				千円 32,675
2	繰入金	1	一般会計繰入金	237,657
				237,657
3	繰越金	1	繰越金	142,597
				142,597
4	諸収入	1	県預金利息	204
				204
5	県債	2	貸付金元利収入	1,349,548
				1,349,548
	歳入	合計	債	377,171
		合計		2,139,852

歳出

款	項	金額
1	中小企業近代化資金貸付事業費	千円 2,139,852
		2,139,852
	合計	2,139,852

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業高度化資金貸付金	千円 377,171	中小企業事業団の定める方法による。	% 4.1以内	中小企業事業団業務方法書に基づく都道府県に対する資金貸付準則第5条に定める方法による。
計	377,171			

平成9年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算

平成9年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ458,563千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入		款	項	金額	
1	国庫支出金	1	国庫貸付金	千円 142,061	
			2	繰入金	81,060
			3	繰越金	39,996
			4	雑入	2
計			合計	458,563	

歳出		款	項	金額
1	農業改良資金貸付事業費	1	農業改良資金貸付事業費	千円 458,563
			合計	458,563

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業改良資金貸付金	千円 110,261	政府の定める方法による。	無利子 %	農業改良資金助成法(昭和31年法律第102号)第20条第2項に定める方法による。
農地保有合理化促進対策資金貸付金	2,000	同上	同上	農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第34条第2項に定める方法による。
就農支援資金貸付金	29,800	同上	同上	青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成7年法律第2号)第18条第3項に定める方法による。
計	142,061			

平成9年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計予算

平成9年度鳥取県の林業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ105,354千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入		款	項	金額
1	国庫支出金	1	国庫補助金	2,000
			歳入	3,354
			歳入	3,354
			歳入	21,354
3	繰越金	1	繰越金	21,354
			歳入	78,646
			歳入	78,644
4	諸収入	1	貸付金元利収入	1
			歳入	1
			歳入	1
計		合計		105,354

歳出

款	項	金額
1	林業改善資金貸付事業費	千円 105,354
		105,354
合計		105,354

平成9年度鳥取県営林事業特別会計予算

平成9年度鳥取県の県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ419,116千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国庫支出金		千円 23,296
	1 国庫補助金	23,296
2 財産収入		7,872
	1 財産売却収入	7,725
	2 財産運用収入	147
3 繰入金		294,829
	1 一般会計繰入金	294,829
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		54,118

歳入	款	項	金額
6 県債	1 県債	1 受託事業収入	103
		2 雑入	54,015
		合計	39,000
合計	合計	合計	419,116

歳出

歳出	款	項	金額
1 県営林事業費	1 職員	1 職員	千円 315,596
		2 保育事業費	130,822
		3 処分事業費	155,401
		4 公有林野分収造林事業費	5,203
		5 管理事業費	100
2 公債費	1 公債費	1 公債費	24,070
		合計	103,520
合計	合計	合計	419,116

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県営林事業費	千円 39,000	証書借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10以内%	借入年度から35年すえ置き、じ後15年償還に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行う、若しくは借換えすることが出来るものとする。
計	39,000			

平成9年度鳥取県境港水産施設事業特別会計予算

平成9年度鳥取県の県境港水産施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ650,726千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 217,211
	2 繰入金	402,949
1 一般会計繰入金		402,949

3 繰越金	繰越金		1
	1 繰越	金	
4 諸収入	1 雑	収入	30,565
		合計	30,565
歳入	合計	650,726	

歳出

款	項	金額	
		1 事業費	金
1 事業費	1 事業費	1 事業費	千円 524,650
		合計	524,650
2 公債費	1 公債費	1 公債費	126,076
		合計	126,076
歳出	合計	650,726	

平成9年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

平成9年度鳥取県の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,631千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		千円 13,340
	1 国 庫 補 助 金	13,340
2 繰 入 金		8,300
	1 一 般 会 計 繰 入 金	8,300
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		79,990
	1 貸 付 金 元 ・ 利 収 入	79,988
	2 県 預 金 利 子	1
	3 雑 入	1
歳 入	合 計	101,631

歳 出

款	項	金 額
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 事 業 費		千円 101,631
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 事 業 費	101,631
歳 出	合 計	101,631

平成9年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計予算

平成9年度鳥取県の天神川流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,570,442千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 950,460
	1 負 担 金	950,460
2 使 用 料 及 び 手 数 料		3
	1 使 用 料	3
3 国 庫 支 出 金		984,000
	1 国 庫 補 助 金	984,000
4 繰 入 金		335,613

		1 一般会計繰入金	335,613
5	繰越金	1 繰越金	1
6	収入	1 雑収入	23,365
7	債償	1 県債償	277,000
	歳入	合計	2,570,442

	款	項	金額
1	流域下水道事業費	1 流域下水道建設事業費	1,690,486
		2 流域下水道管理事業費	620,586
2	公債費	1 公債費	259,370
	歳出	合計	2,570,442

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
天神川流域下水道事業水処理設備及び汚泥処理設備工事	平成10年度	千円 1,006,500

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
天神川流域下水道事業費	千円 277,000	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10以内%	借入年度から1年すえ置き、その後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えをすることが出来るものとする。
計	277,000			

平成9年度鳥取県港湾整備事業特別会計予算

平成9年度鳥取県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ432,580千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことが

できる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	20,168 千円
		20,168
2 財産収入	1 財産運用収入	191,410
	2 財産売却収入	20
3 繰入金	1 一般会計繰入金	30,000
4 繰越金	1 繰越金	1
5 諸収入	2 雑収入	1
		1
6 県債	1 県債	191,000
歳 入	合 計	432,580

歳 出

款	項	金額
1 事業費	1 事業費	432,580 千円
		432,580
歳 出	合 計	432,580

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業費	191,000 千円	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内	借入年度から1年ずえ置き、その後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行う、若しくは借換えすること
計	191,000			

平成9年度鳥取県立学校農業実習特別会計予算

平成9年度鳥取県の県立学校農業実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ134,280千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
1 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入		93,829 千円
2 繰 越 金	1 繰 越 金		40,419
3 諸 収 入	1 雑 収 入		32
合 計			134,280

歳 出

款	項	金 額
1 県立学校農業実習費	1 県立学校農業実習費	118,148 千円
2 子 備 費	1 子 備 費	16,132
合 計		134,280

平成9年度鳥取県県立学校水産実習船実習特別会計予算

平成9年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ289,425千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金	1 国 庫 委 託 金		17,000 千円
2 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入		18,022
3 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金		251,986
4 諸 収 入	1 雑 収 入		2,417
合 計			289,425

歳 出

款	項	金 額
1 県立学校水産実習船実習費		289,425 千円

1	県立学校水産実習船実習費	289,425
歳	出	計
		289,425

平成9年度鳥取県営電気事業会計予算

(総 則)

第1条 平成9年度鳥取県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間販売電力量 163,619,000kWh
- (2) 発電集中監視制御装置更新整備事業費 537,594千円
- (3) 袋川発電所調査費 11,076千円
- (4) 若桜発電所調査費 5,252千円
- (5) 河原発電所調査費 5,974千円
- (6) 賀祥発電所調査費 10,898千円
- (7) 新規地点調査費 17,204千円
- (8) 風力発電開発調査費 22,407千円

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 電気事業収益	2,452,258千円	入
第1項 営業収益	2,387,022千円	
第2項 営業外収益	65,236千円	
支		出
第1款 電気事業費用	2,169,785千円	
第1項 営業費用	1,496,003千円	

第2項 営業外費用 673,782千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額809,075千円は過年度分損益勘定留保資金774,035千円及び当年度分消費税資本的収支調整額35,040千円で補てんするものとする。)

収 入

- 第1款 資本的収入 508,637千円
- 第1項 企業債 500,000千円
- 第2項 固定資産売却代金 10千円
- 第3項 建設助成金 8,617千円
- 第4項 建設収入 10千円

支 出

- 第1款 資本的支出 1,317,712千円
- 第1項 建設改良費 770,235千円
- 第2項 企業債償還金 547,477千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
電気事業費に充当	500,000千円	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10以内%	借入年度から1年ずえ置き、その後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるとする。

<p>(一時借入金)</p>	
<p>第6条 一時借入金の限度額は、664,000千円と定める。</p>	<p>第1款 工業用水道事業収益 495,848千円</p>
<p>(予定支出の各項の経費の金額の流用)</p>	<p>第1項 営業収益 397,781千円</p>
<p>第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。</p>	<p>第2項 営業外収益 48,067千円</p>
<p>(1) 営業費用と営業外費用との間</p>	<p>第3項 他会計からの長期借入金 50,000千円</p>
<p>(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)</p>	<p>支 出</p>
<p>第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。</p>	<p>第1款 工業用水道事業費 504,582千円</p>
<p>(1) 職員給与費 648,432千円</p>	<p>第1項 営業費用 437,357千円</p>
<p>(2) 交際費 780千円</p>	<p>第2項 営業外費用 67,225千円</p>
<p>(利益剰余金の処分)</p>	<p>(資本的収入及び支出)</p>
<p>第9条 繰越利益剰余金のうち60,000千円は、次のとおり処分するものと定める。</p>	<p>第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額71,972千円は過年度分損益勘定留保資金3,810千円、当年度分損益勘定留保資金59,703千円及び当年度分消費税資本的収支調整額8,459千円で補てんするものとする。)</p>
<p>(1) 減債積立金 60,000千円</p>	<p>収入</p>
<p>(たな卸資産購入限度額)</p>	<p>第1款 資本的収入 2,084,410千円</p>
<p>第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。</p>	<p>第1項 企業債 1,530,000千円</p>
<p>(総則)</p>	<p>第2項 建設助成金 554,400千円</p>
<p>平成9年度鳥取県営工業用水道事業会計予算</p>	<p>第3項 建設収入 10千円</p>
<p>第1条 平成9年度鳥取県営工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。</p>	<p>支 出</p>
<p>(業務の予定量)</p>	<p>第1款 資本的支出 2,156,382千円</p>
<p>第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。</p>	<p>第1項 建設改良費 2,113,798千円</p>
<p>(1) 年間給水量 22,200,000立方メートル</p>	<p>第2項 企業債償還金 24,130千円</p>
<p>(収益的収入及び支出)</p>	<p>第3項 他会計からの長期借入金償還金 18,454千円</p>
<p>第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金にあてため、一般会計から長期借入金50,000千円を借り入れる。</p>	<p>(企業債)</p>
	<p>第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。</p>

平成9年度鳥取県管理立事業会計予算

(総 則)

第1条 平成9年度鳥取県管理立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 境港外港竹内地区埋立地売却面積 8.0ヘクタール

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 埋立事業収益 2,164,885千円

第1項 営業収益 2,020,774千円

第2項 営業外収益 144,111千円

出

第1款 埋立事業費用 1,746,717千円

第1項 営業費用 1,746,707千円

第2項 営業外費用 10千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的支出額1,103,952千円は

過年度分損益勘定留保資金1,100,209千円及び当年度分消費税資本的収支調整額3,743千円で補てんするものとする。)

支 出

第1款 資本的支出 1,103,952千円

第1項 建設改良費 1,103,952千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業費に充当	1,530,000千円	証書借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10以内%	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、884,667千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費 155,877千円

(利益剰余金の処分)

第9条 繰越利益剰余金のうち24,130千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 24,130千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、7,000千円と定める。

める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費

7,016千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、17,429千円と定める。

平成9年度鳥取県営病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成9年度鳥取県営病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	748床
(2) 年間入院患者数	244,550人
(3) 年間外来患者数	416,500人
(4) 一日平均入院患者数	670人
(5) 一日平均外来患者数	1,700人
(6) 主要な建設改良事業 (収益的収入及び支出)	医療機器備品 332,000千円

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 病院事業収益	14,770,591千円
第1項 医 業 収 益	12,726,378千円
第2項 医 業 外 収 益	2,042,500千円

第3項 特別利益 1,713千円

支 出

第1款 病院事業費用	15,530,306千円
第1項 医 業 費 用	15,001,841千円
第2項 医 業 外 費 用	512,982千円
第3項 特別損失	15,483千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資本的収入	3,135,674千円
第1項 出 資 金	865,367千円
第2項 他会計からの借入金	1,940,307千円
第3項 企 業 債	330,000千円

支 出

第1款 資本的支出	2,933,206千円
第1項 建設改良費	396,742千円
第2項 企業債償還金	837,219千円
第3項 他会計からの借入金償還金	1,678,523千円
第4項 開 発 費	20,722千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院事業費に充当	千円 330,000	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10以内 %	借入年度から1年すえ置き、その後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるとする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,900,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 7,685,542千円

(2) 交際費 800千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補助の目的

(1) 職員の共済費のうち追加費用に要する経費 399,617千円

(2) 職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費 58,330千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、4,941,206千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類
医療機器備品
名称
R1診断装置
数量
一式